



福岡医発第 3339 号 (地)
令和 4 年 3 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について (一部改正)

今般、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長から地方厚生 (支) 局医療課長宛に、新規指定時集団指導及び新規個別指導 (以下「新規指導」) の対象について一部改正する事務連絡が発出されましたので、ご連絡いたします。

新規指定した全ての保険医療機関に対しては、通常、新規指定後 6 月以内に新規集団指導が、1 年以内に新規個別指導が実施されますが、遡及による指定の保険医療機関については、従来の規定では新規指導の対象から一部除外されていたことから、保険診療や診療報酬請求のルールを早期に習得できない事象が生じておりました。

今般の改正は、本来、保険医療機関として指定後速やかに指導の機会を設けるという本来の新規指導の趣旨に立ち返ったもので、変更前の医療機関での指導歴を見て、新規個別指導や個別指導を受けていない場合は新規指導の対象とすることとされました。

つきましては、今回の改正内容について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 296)

令和4年2月22日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について（一部改正）

新型コロナウイルスの感染が継続している中、地域医療の確保にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

今般、厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室から、新規指定時集団指導及び新規個別指導（以下「新規指導」という。）の対象について一部改正する事務連絡が発出されましたので、ご連絡いたします。

通常、新規指定後6月以内に新規集団指導が、1年以内に新規個別指導が実施されるところですが、例えば、新規開業した医療機関が指導を受ける前に法人に変更したり、代替わりした場合、遡及指定され、従来の規定では新規指導の対象から除外されることとなっておりました。そのような医療機関が次に指導を受ける機会、集団的個別指導（高点数の場合）や指定更新時の集団指導となり、指導を受けない期間が長期間になってしまう問題がありました。

今般の改正は、本来、保険医療機関として指定後速やかに指導の機会を設けるという本来の新規指導の趣旨に立ち返ったもので、変更前の医療機関での指導歴を見て、新規個別指導や個別指導を受けていない場合は新規指導の対象とすることとされました。なお本件、医科で該当するケースは少ないと思われ、むしろ頻繁に統合、吸収、分社化が行われるチェーン薬局のような施設が想定されることを申し述べます。

（添付資料）

- ◇ 新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象についての一部改正について（厚生労働省保険局医療課医療指導監査室 事務連絡（令和4年2月2日））

事 務 連 絡
令和4年2月2日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課
医 療 指 導 監 査 室 長

新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象についての一部改正について

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の新規指定時集団指導及び新規個別指導（以下「新規指導」という。）については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知）等に基づき実施しているところです。

また、新規指導の対象保険医療機関等については、「新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について」（平成30年3月2日付け医療指導監査室長事務連絡）により取り扱うこととしてきたところですが、一部の保険医療機関等において、保険診療（調剤）や診療（調剤）報酬請求のルールを早期に習得することができない事象が生じているため、当該機会を適正に確保する観点から、下記のとおり改めることとしましたので、今後はこれにより取り扱われるよう通知します。

記

1 対象とする保険医療機関等

新規指定した全ての保険医療機関等が新規指導の対象であるが、そのうち、遡及による指定（別添「保険医療機関等の新規指導の対象について」の（※1））の保険医療機関等については、次の場合に応じて対象とする。具体的には別添のとおり。

なお、新規指導の対象とならない保険医療機関等についても、新規指定時集団指導を実施することは差し支えない。

- （1）前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されていない場合
- （2）前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されている場合

① 開設者及び管理者がともに別人の場合

ただし、開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合には開設者同一とみなし、「開設者及び管理者のいずれかが同一人」に該当するものとして扱うこと。

- ② 開設者及び管理者のいずれかが同一人の場合であって、前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指導結果が再指導で未了なもの。
- ③ 開設者及び管理者がともに同一人の場合であって、前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指導結果が再指導で未了なものについては、新規個別指導の対象外とし、指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要とみとめられる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。

2 施行時期

令和4年4月1日以降に実施する指導から適用する。

(別添)

保険医療機関等の新規指導の対象について

新規指定	新規指定（遡及による指定以外）				対象
	遡及による指定（※１）	前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されていない場合			対象（※２）
		又は個別指導が実施されている場合 前保険医療機関等において新規個別指導	開設者（※３）及び管理者がともに別人		対象
			開設者及び管理者のいずれかが同一人	結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象外
				結果が再指導で未了なもの	対象
			開設者及び管理者がともに同一人	結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象外
				結果が再指導で未了なもの	対象外 ただし、個別指導として選定（※４）

（※１）遡及による指定とは、保健所から開設許可を受けた医療機関及び薬局であって、「保険医療機関及び保険薬局の指定の遡及について」（昭和 32 年 7 月 18 日付け保険発第 104 号厚生省保険局健康保険課長通知）及び「保険医療機関及び保険薬局の指定期日の遡及について」（昭和 33 年 8 月 21 日付け保険発第 110 号の 2 厚生省保険局健康保険課長通知）の適用により指定を行うもの。

なお、保健所から未来日で開設許可を受けた医療機関及び薬局が引き続き申請する場合は、遡及指定したものと同様の扱いとする。

（※２）前保険医療機関等にかかる過去の新規個別指導又は個別指導の実施状況について、指導歴が確認できない場合は、未実施とみなして、新規個別指導を実施すること。

ただし、この場合において、新規（遡及により）指定される保険医療機関等の当該指定前後の状況等を勘案して、実施の可否を判断しても差し支えないこと。

（※３）開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は、開設者同一とみなし、「開設者及び管理者のいずれかが同一人」に該当するものとして扱うこと。

（※４）指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。

令和4年2月8日
九州厚生局医療課

新規指導の対象保険医療機関等の変更について

1 令和4年3月31日までの取扱い

平成30年4月1日に施行された現行の取扱いでは、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）を遡及指定し、その開設者及び管理者が、遡及指定する前の保険医療機関又は保険薬局（以下「前保険医療機関等」という。）の開設者及び管理者のいずれかが同一人もしくはともに同一人である場合には、前保険医療機関等に対して実施された新規個別指導又は個別指導の指導結果が「再指導」であり、かつ未了である場合を除き、新規指定時集団指導及び新規個別指導（以下「新規指導」という。）の対象から除外することとしていました。

しかし、この取扱いにより、本来新規指導を実施すべき一部の保険医療機関等が対象から除外され、保険診療（調剤）や診療（調剤）報酬請求のルールを早期に習得することができない事象が生じていました。

2 令和4年4月1日以降の取扱い

上記1の事象を解消し、指導を受ける機会を適正に確保する観点から、令和4年2月2日付け保険局医療課医療指導監査室長事務連絡「新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象についての一部改正について」により、令和4年4月1日以降に実施する新規指導については、前保険医療機関等に対して新規個別指導又は個別指導の実施がされていない場合には、原則、遡及指定する保険医療機関等に対して新規指導を実施することとなりました。

新	旧
事 務 連 絡 <u>令和4年2月2日</u> 地方厚生（支）局医療課長 殿 厚生労働省保険局医療課 医 療 指 導 監 査 室 長 新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について <u>の一部改正</u>について 保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の新規指定時集団指導及び新規個別指導（以下「新規指導」という。）については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知）等に基づき実施しているところです。 <u>また、新規指導の対象保険医療機関等については、「新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について」（平成30年3月2日付け医療指導監査室長事務連絡）により取り扱うこととしてきたところですが、一部の保険医療機関等において、保険診療（調剤）や診療（調剤）報酬請求のルールを早期に習得することができない事象が生じているため、当該機会を適正に確保する観点から、下記のとおり改めることとしましたので、今後はこれにより取り扱われるよう通知します。</u>	事 務 連 絡 平成30年3月2日 地方厚生（支）局医療課長 殿 厚生労働省保険局医療課 医 療 指 導 監 査 室 長 新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について 保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の新規指定時集団指導及び新規個別指導（以下「新規指導」という。）については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知）等に基づき実施しているところです。 <u>今般、新規指導の対象保険医療機関等については、効果的かつ効率的な指導を行う観点から、下記のとおり取り扱われるよう通知します。</u>

記

1 対象とする保険医療機関等

新規指定した全ての保険医療機関等が新規指導の対象であるが、そのうち、遡及による指定（別添「保険医療機関等の新規指導の対象について」の（※1））の保険医療機関等については、次の場合に応じて対象とする。具体的には別添のとおり。

なお、新規指導の対象とならない保険医療機関等についても、新規指定時集団指導を実施することは差し支えない。

（1）前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されていない場合

（2）前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されている場合

① 開設者及び管理者がともに別人の場合

ただし、開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は開設者同一とみなし、「開設者及び管理者のいずれかが同一人」に該当するものとして扱うこと。

② 開設者及び管理者のいずれかが同一人の場合であって、前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指導結果が再指導で未了なもの。

記

1 対象とする保険医療機関等

新規指定した全ての保険医療機関等が新規指導の対象であるが、そのうち、遡及指定の保険医療機関等（※1）については、次のものを対象とする。

なお、新規指導の対象にならない保険医療機関等についても、新規指定時集団指導を実施することは差し支えない。

（1）開設者及び管理者がともに別人の場合

ただし、開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は同一とみなすため、新規指導の対象から除くものとする。

（2）開設者及び管理者がともに同一人又はいずれかが同一人の場合であって、前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指導結果が再指導で未了なもの。

ただし、開設者及び管理者がともに同一人の場合は、指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要とみとめられる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。

③ 開設者及び管理者がともに同一人の場合であって、前
保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指
導結果が再指導で未了なものについては、新規個別指導
の対象外とし、指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦
その他特に都道府県個別指導が必要とみとめられる保険
医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を
実施する。

2 施行時期

令和4年4月1日以降に実施する指導から適用する。

2 施行時期

平成30年4月1日以降に実施する指導から適用する。

(別添)

保険医療機関等の新規指導の対象について

新規指定	新規指定（遡及による指定以外）		対象
	遡及による指定（※１）	前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されていない場合	対象 （※２）
		開設者（※３）及び管理者がともに別人	対象
		開設者及び管理者のいずれかが同一人	対象外
		結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象外
		結果が再指導で未了なもの	対象
	又は個別指導が実施されている場合 前保険医療機関等において新規個別指導	開設者及び管理者がともに同一人	対象外
		結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象外
		結果が再指導で未了なもの	対象外 ただし、個別指導として選定（※４）

（※１）遡及による指定とは、保健所から開設許可を受けた医療機関及び薬局であって、「保険医療機関及び保険薬局の指定の遡及について」（昭和 32 年 7 月 18 日付け保険発第 104 号厚生省保険局健康保険課長通知）及び「保険医療機関及び保険薬局の指定期日の遡及について」（昭和 33 年 8 月 21 日付け保険発第 110 号の 2 厚生省保険局健康保険課長通知）の適用により指定を行うもの。

保険医療機関等の新規指導の対象について

新規指定	新規指定（遡及以外）		対象
	遡及による指定（※１）	開設者及び管理者がともに別人（※２）	対象
		又はいずれかが同一人	対象外
		前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の実施がされていない場合	対象外
		実施がされている場合 新規個別指導又は個別指導の 前保険医療機関等において	対象外
		結果が概ね妥当、経過観察、要監査	対象外
		結果が再指導で未了なもの	対象
			ただし、開設者及び管理者がともに同一人の場合は個別指導の選定（※３）

（※１）遡及指定とは、保健所から開設許可を受けた医療機関及び薬局であって、「保険医療機関及び保険薬局の指定の遡及について」（昭和 32 年 7 月 18 日付け保険発第 104 号厚生省保険局健康保険課長通知）及び「保険医療機関及び保険薬局の指定期日の遡及について」（昭和 33 年 8 月 21 日付け保険発第 110 号の 2 厚生省保険局健康保険課長通知）の適用により指定を行うもの。

なお、保健所から未来日で開設許可を受けた医療機関及び薬局が引き続き申請する場合は、遡及指定したものと同様の扱いとする。

(※2) 前保険医療機関等にかかる過去の新規個別指導又は個別指導の実施状況について、指導歴が確認できない場合は、未実施とみなして、新規個別指導を実施すること。

ただし、この場合において、新規（遡及により）指定される保険医療機関等の当該指定前後の状況等を勘案して、実施の可否を判断しても差し支えないこと。

(※3) 開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は、開設者同一とみなし、「開設者及び管理者のいずれかが同一人」に該当するものとして扱うこと。

(※4) 指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。

なお、保健所から未来日で開設許可を受けた医療機関及び薬局が引き続き申請する場合は、遡及指定したものと同様の扱いとする。

(※2) 開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合は同一とみなすため、新規指導の対象から除く。

(※3) 指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要と認められる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。